

○国土交通省告示第五十八号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十三条の二第一項の規定に基づき、道路運送法第四十三条の二第一項に基づき運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域を定める告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路運送法第四十三条の二第一項に基づき運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域を定める告示

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十三条の二第一項の運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域は、都道府県の区域とする。

附 則

この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。